

未成年のこどもの親権について (大切なお知らせ)

令和8年4月1日の民法改正により、父母の離婚後、未成年のこどもの親権者を父母双方またはその一方のみと定めをすることが出来るようになります

親権者の定め方

協議離婚の場合

父母がその協議により、親権者を父母双方とするか、その一方とするか定めます

父母の協議が整わない場合や裁判離婚の場合

家庭裁判所が、父母とこどもとの関係や、父と母との関係など様々な事情を考慮した上で、こどもの利益の観点から、親権者を父母双方とするか、その一方とするか定めます

親権者の変更

離婚後の親権者については、こどもの利益のために必要があると認めるときは、家庭裁判所がこども自身やその親族の請求により親権者の変更をすることが出来ます

(例 父母の一方から他方、父母の一方から双方等)

令和8年4月1日以降に離婚する際、未成年のこどもがいる方は別紙の添付が必要になります

裏面に記載例がありますので、離婚届とあわせて別紙をご提出ください

別紙のご提出がされないと受理出来ない場合がございます

ご不明点等ございましたら市民課戸籍係へお問い合わせください

👉 法務省パンフレット



👉 裁判所ホームページ



お問い合わせ (平日8:30~17:15)

鹿児島市役所市民課戸籍係

099-216-1220(直通)

記入例

該当するところに未成年のこどもの氏名を記入してください

別紙

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。

本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 鹿児島翔 、 鹿児島さくら	
	父（夫）が親権を行う子	
	母（妻）が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが☐のようにしるしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 鹿児島 太郎 印	妻 鹿児島 花子 印

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

☐取決めをしている。 まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。

☐まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省パンフレット



法務省の解説動画



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

該当するところに必ず✓をしてください

必ずそれぞれ自署してください

令和8年4月1日以降に離婚届出をする際、未成年のこどもがいる方は離婚届とあわせてこの別紙を提出してください
ご提出がされないと離婚届を受理出来ない場合がございます
離婚届と別紙それぞれに夫及び妻の署名が必要です